



津島地区 地域計画だより

令和6年2月 第1号
浪江町役場 農林水産課

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂きありがとうございます。

津島地区では除染後農地を地域で維持管理されてきましたが、令和5年3月末に特定復興再生拠点区域が解除され、今後は営農再開に向けて、ご自身の農地をどうするのか、地域の農業をどのようにしていくのかなど話し合いが必要な時期に来ています。

国では全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などから、おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何をやるか。」といった内容からなる「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。浪江町でも現在、関係機関が連携し15地区で地域計画づくりを行っています。

津島地区でも地域計画の策定を通し、営農環境が整備され、地域の農業が持続、発展していくことを期待しています。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

これからの営農再開に向け、令和6年1月21日に津島行政区役員、津島復興組合役員の皆様に浪江町から、

- 「1 地域計画」
- 「2 営農再開支援事業」
- 「3 基盤整備・圃場整備事業」
- 「4 農業用水利の水質検査結果及び今後のモニタリング」
- 「5 水稻の試験栽培」
- 「6 法人参入等について」

の説明を行い、意見交換を行いました。



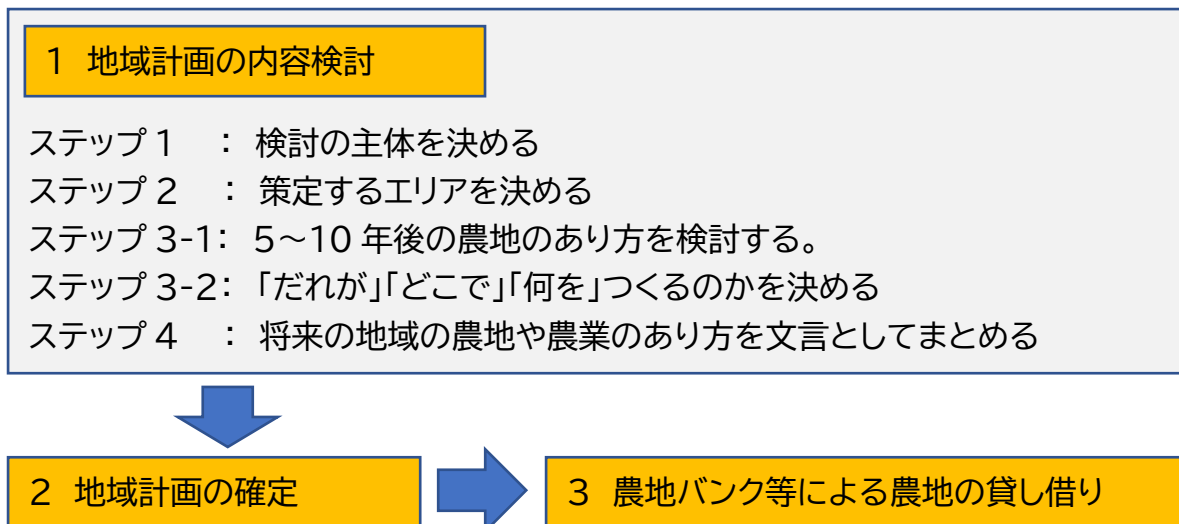
1 地域計画とは

◆地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

◎地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を作成します。

◎国の営農再開支援事業(除染後農地等の保全管理)により、復興組合で補助金を受け営農再開を行う前提で農地の草刈りや耕起を行ってきましたが、この営農再開支援事業終了後は誰かが営農していく必要があり、そのため今から「誰がどこで営農していくのか」を検討していく必要があります。

◆地域計画の策定は、次の手順で進めていきます。



2 営農再開支援事業

◆これまで除染の済んだ農地を対象に営農再開支援事業のいくつかメニューがあるうちの「除染後農地等の保全管理」により除草や耕耘に取り組んできていますが、令和5年3月末に特定復興再生拠点区域が解除となりましたので、今後は営農再開に向けて各事業を活用していくこととなります。

メニュー例

- ・営農再開に向けた作付・飼養実証
- ・すぐに帰還しない農家の農地の管理支援(農業機械のリース等)
- ・除染後農地の地力回復支援 など

3 基盤整備・圃場整備

◆基盤整備事業

20ヘクタール未満の区域で、農地の畦畔除去による区画拡大や暗きょ排水整備等の簡易な基盤整備です。換地を伴わず、地元で要望のとりまとめ、地権者確認を行い浪江町が整備工事を行います。

◆圃場整備事業

20ヘクタール以上の区域で、区画の大型化、パイプラインや農道整備、客土などの換地を伴う本格的な整備です。関係者で推進委員会を組織し、整備内容を検討し福島県が工事を行います。

4 農業用水利の水質検査結果、今後のモニタリング

- ◆津島地区内14地点で採水した用水中の Cs-137 濃度を JAEA(日本原子力研究開発機構)が調査した結果、
 - ・未ろ過の時 1リットルあたり0.42ベクレル以下でした。
 - ・ろ過の時 1リットルあたり0.05ベクレル以下でした。これは飲料水の摂取制限(1リットルあたり、10ベクレル)及び環境省による河川水モニタリング時の検出下限値(1リットルあたり、1ベクレル)を下回るレベルでした。
- ◆令和6年度も JAEA が農業用水の調査を予定しており、場所や調査時期等を検討していきます。

5 水稻の試験栽培

- ◆町内の特定復興再生拠点解除区域は、津島地区も含めていずれも「農地保全・試験栽培区」となっており、水稻の作付けが制限されています。今後の水稻作付再開に向けて、安全性を確認するため、試験栽培を令和6年度に行います。
- ◆詳細が決まりましたらおってお知らせします。

6 法人参入

- ◆2016年から東北地方で農産物の生産、販売を行ってきた、「株式会社マンカウシル 東北」から津島地区でりんごの産地づくりを通し地域に貢献していきたいとの説明がありました。
- ◆これまで山形県内3か所で高密植栽培により、りんごを栽培しています。
- ◆今後、津島地区内の2か所でりんごの試験栽培を行う予定です。

7 当日のご質問やご意見 (→は関係機関からの回答です。)

地域計画に関して

- ① 水田と畑地では利用計画が異なる。地域計画はエリア分けや地形を考え優先順位を付けて検討したらどうだろうか。補助金がある内に取り組んだほうが良い。
- ② 地域計画のエリアは行政区全域か、拠点区域内か。
→拠点区域内の除染済農地が対象となります。
- ③ 本日は意見交換の場なので地域計画の検討主体やエリアはこれから地域計画自体をどうするか含め検討して行くこととする。

営農環境、整備に関して

- ④ 稲作の試験栽培だが、用水堰が崩壊している。用排水は使える状態になっているのか。浪江町はどこまで現状を把握しているのか。
→避難指示が解除された区域を中心に用排水路調査を実施しました。取水源は地区外にある場合があるため、すべてを調査できたわけではないです。
- ⑤ 除染はしたが営農できる状態なのか。先に整備しないと水稲は栽培できないのではないのか。
→作付け希望地に応じて段階的に整備に向け検討していく。また営農再開を支援する事業があるのでこれを活用していくこととなります。
- ⑥ 景観作物ができないか試験栽培を行いたい。支援事業の対象となるか。
→営農再開支援事業で作付け実証メニューがあり、種苗代の補助が可能です。
- ⑦ ほ場整備は昔行った所も対象とした方が良いか検討が必要。津島では土側溝だったので、水田は不可能と考えている。
→担い手がどのような作型で営農していくかによって、水田か畑として整備が決まる。手順としては担い手を決めた上で整備内容を検討していくこととなる。

農業用水の調査等に関して

- ⑧ 調査は春、夏の用水を使用する時期だけでなく、住民の安心のためにも回数を増やしてほしい。
→調査箇所などを考慮して調整します。
- ⑨ 空間線量や土中セシウムは調査しないのか。
→水稲の作付実証圃場を設けた際に地力等も確認していきます。

法人参入に関して

- ⑩ (株)マンカホールディングスは参入したいとの意向だが、地権者に説明する際、候補地と賃料を予め決める必要がある。
→本日は参入したい意向の表明であり具体的なお話は今後の検討となる。
- ⑪外部法人の参入に際しては地権者が納得できるよう検討してほしい。

その他

- ⑫ 令和5年3月」に避難指示が解除となった所は、農地の固定資産税はかかるのか。→令和6年度から課税対象となります。
- ⑬ 鳥獣被害調査のためと思うが、夜間にドローンが飛んでいた。居住者にはちゃんと調査のためドローンが飛ぶことを説明してあるのか。
→サルのモニタリング調査を委託しており、ドローンを使用したか確認します。

❖ お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せください ❖

❖浪江町役場 農林水産課農政係

☎0240-34-0245



当日の資料は浪江町ホームページに掲載しています。→